

(広報資料)



京都市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

令和5年3月31日
京都市保健福祉局
担当 障害保健福祉推進室
電話 (075) 222-4161
担当 こころの健康増進センター
電話 (075) 314-0355

第3次「きょう いのち ほっとプラン（京都市自殺総合対策推進計画）」 の策定について

本市では、国の「自殺対策基本法」及び「自殺総合対策大綱」の趣旨を踏まえ、平成22年3月に「きょう いのち ほっとプラン（京都市自殺総合対策推進計画）」（以下「計画」という。）を策定、平成29年度には改定計画を策定し、総合的な自殺対策を推進しています。

この度、最近の自殺の状況や市民意見募集などを踏まえ、市民の誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現のため、取組の充実を図る第3次計画を下記のとおり、策定しましたので、お知らせします。

記

1 計画改定の背景

本市では、自殺対策を総合的に推進するため、国の「自殺対策基本法」及び「自殺総合対策大綱」を踏まえ、平成22年度～28年度までの7年間を計画期間とする計画を、平成29年度に第2次計画（計画期間：平成29年度～令和3年度）を策定し、市民の誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、各関係機関・団体との連携の下、様々な自殺対策に取り組んでまいりました。

この間、本市の自殺者数は着実に減少し、令和元年には過去最低の179人となりました。しかしながら、コロナ禍により人との関わり合いの減少や雇用形態をはじめとした様々な変化に伴う自殺に至るリスク要因の増大により、令和2年は自殺者数が再び増加に転じ、令和3年には209人と、今なお増加傾向が続いています。

これらのコロナ禍の状況や国の「自殺総合対策大綱」の改定（令和4年10月）を踏まえた計画を策定するため、第2次計画を1年間延長したうえで、このたび、第2次計画に基づき推進してきた取組の成果を継承しつつ、新たに顕在化した課題の解決に向けて、市民の誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、第3次計画に改定するものです。

2 計画の概要

(1) 計画期間

令和5年度から令和9年度までの5年間

(2) 基本理念

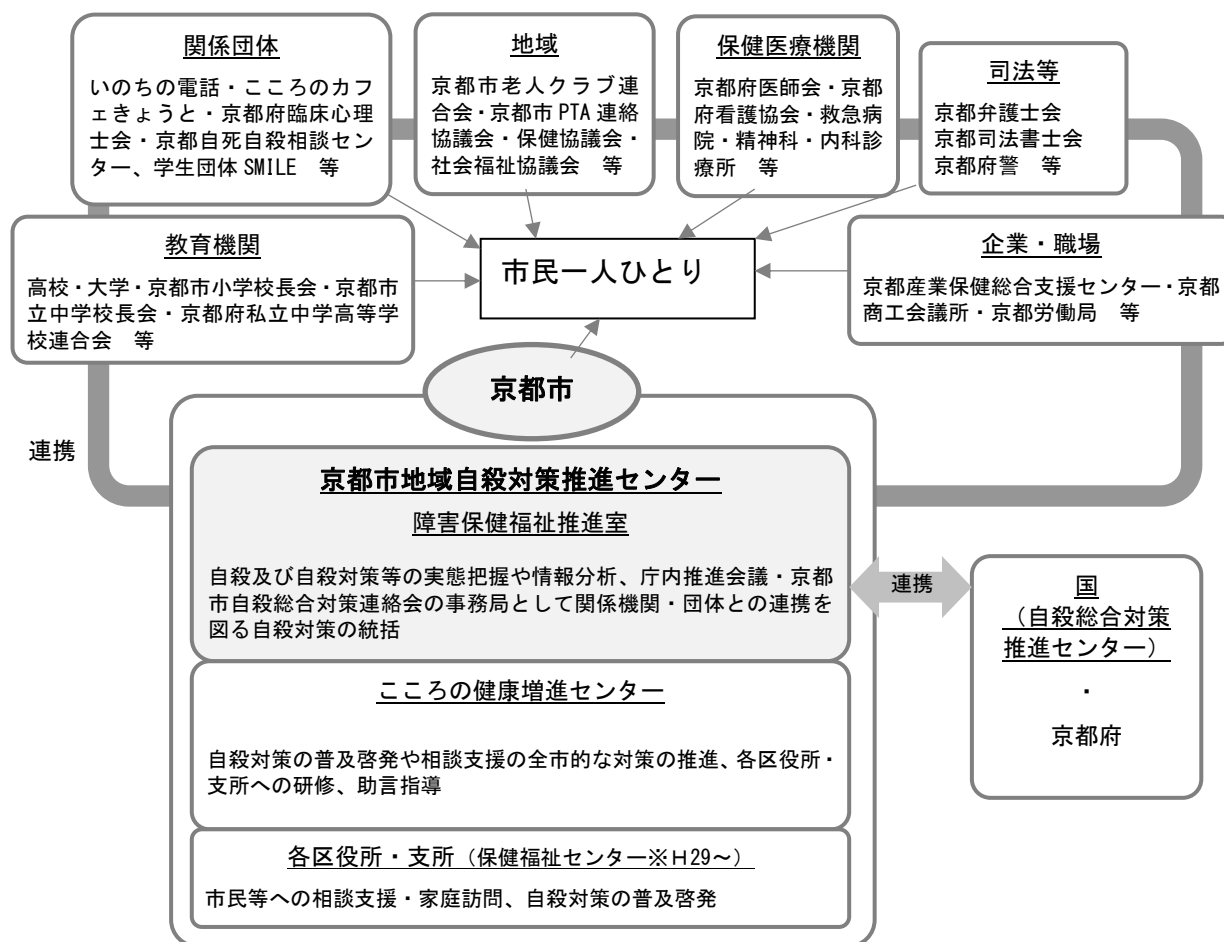
市民の誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、市民一人ひとりが、かけがえのない「いのち」を大切にするこころと生きる力を育むとともに、人と人とのこころがつながり、ともに支え合うまち・京都をつくりまします

3 自殺対策の推進体制

平成29年度から、本市では自殺及び自殺対策の実態把握や情報分析を行うとともに、関係機関・団体の連携の中核として、きめ細かな支援を推進する「京都市地域自殺対策推進センター」を「障害保健福祉推進室」に設置し、総合的な推進体制の強化を図ってまいりました。

「こころの健康増進センター」では、自殺対策の普及啓発及び相談支援について、全市的な対策を行うとともに、各区役所・支所への研修や助言指導を行います。

各区役所・支所では、保健福祉センターの障害保健福祉課を自殺対策の身近な窓口として位置付け、相談支援を行うとともに各制度の所管課・関係機関等との連携を強化し、各区役所・支所における総合的な相談支援体制の整備及び自殺対策の普及啓発等に取り組んでいきます。



4 自殺対策の取組

令和9年には、自殺死亡率※が令和3年から10%以上減少した13.0（自殺者数は188人）以下となることを目指します。

※自殺死亡率：人口10万人当たりの1年間の自殺による死亡者数

<取組方針>

取組方針1 市民一人ひとりがお互いに気づきと見守りのできる地域づくり【事前予防】

あらゆる機会をとらえて、広報活動や教育活動等を通じた自殺の防止等に関する啓発を行い、お互いが気づきあい、相談しやすい地域づくりを促進します。

取組方針2 適切な相談支援と医療につなげる体制づくり【危機対応】

こころの健康の保持のために地域や職場、学校など、生活の場で孤立しない仕組みづくりや、悩みを抱えた人に対する相談体制の整備を推進します。精神科医療の更なる向上、及び、かかりつけ医や産業医等の精神科以外の医療関係者における資質向上に努めます。

取組方針3 自死遺族等への支援【事後対応】

遺された人等に対するケアを行うとともに、必要な情報提供を推進するなど、支援を充実します。また、遺族の自助グループ等の地域における活動を支援します。

取組方針4 ライフステージに合わせた支援

ライフステージにより、自殺に至る原因や背景が異なっているため、それぞれのステージにおける問題に応じた取組を進めていきます。

取組方針5 学生・寺社のまちという京都らしい力を生かしたこころ安らぐまちづくり

大学と連携した学生支援の取組や、いのちの大切さに取り組む団体、寺社、教会と協力した取組など、京都らしい取組を展開していきます。

5 その他

本計画に係る市民の皆様への周知については、冊子作成のうえ、4月下旬を目途に配布を行います。